

太陽光発電の売電収入に係る所得計算シート

●所得の区分

雑所得	自宅の屋根に設置している もしくは 余剰売電など事業規模でない
営業所得	事業として売電している
不動産所得	賃貸物件の屋根に設置している

●収入金額

前年1月1日～12月31日までに売電した金額（12月分の入金が翌年1月になっても、前年に含む）

●主な必要経費

減価償却費	太陽光発電設備の本体及び設置費用（取得費）は17年間に分けて必要経費に入れる。ただし補助金を受けて設置した場合は、取得費から差し引く。
借入金の利子	返済金の内、前年中に支払った利子部分（元金部分は経費にできません）。
電気料金	売電するための機器（パワコン等）の電気代。
固定資産税 （償却資産税含む）	太陽光発電を設置している土地の固定資産税。 太陽光発電に関する償却資産税。
通信費	遠隔監視システムなどの管理費等。
損害保険料	太陽光発電設備に対するものに限る。
修繕費	修繕・点検費、設置している土地の草刈りの経費等。

●所得の計算方法

全量売電：収入金額 － 必要経費 ＝ 所得金額

余剰売電：収入金額 － （必要経費×売電量÷総発電量）＝ 所得金額

※必要経費は自家消費分との按分が必要

●計算シート

所得区分	雑所得 ・ 営業所得 ・ 不動産所得			（いずれかに○）
収入金額	必要経費		所得金額	
① 円	合計	② 円	①－②	円
減価償却費の計算 （取得費÷17）	内 訳	減価償却費	円	※余剰売電の場合は ①－（②×売電量÷総発電量）
取得費		固定資産税	円	
円		電気料金	円	
取得年月		修繕費	円	
年 月			円	